

入会手続きのご案内

○入会後に手続き案内ならびに各種届出書類を郵送しますので、到着後速やかに事務局へ来会もしくは郵送にて手続きをお済ませください。手続き完了後に税理士会員章の交付ならびに会則集等をお渡しいたします。

○新税理士証票は、作成まで若干お時間をいただいております。新税理士証票が完成次第、書面により通知し、事務局へ来会または郵送にて旧税理士証票と交換いただきます。

【必要書類】

1. 入会届 1 通
2. 所属届 3 通
3. 税理士国保組合加入届
4. 税理士協同組合加入願

※ 1、2については必須、3、4ならびにその他同封されている書類については任意

【諸経費】※税理士会員、税理士法人会員ともに同額請求となります。

1. 入会金 40,000 円
2. 本会会費（年間） 75,600 円
3. 県連・支部会費（年間） 48,000～120,000 円
※ 所属県連・支部により請求額が若干異なります。
4. 会館建設等預託金 30,000 円（埼玉県所属会員については別途 20,000 円）

※ 再入会の場合でも入会金及び会館建設等預託金が必要となりますのでお含み置きください。

※ 会費は4月～9月、10月～3月の半期ごとの請求で、入会月が事業年度の中途の場合は月割り計算となります。

※ 所属県連・所属支部により、別途会館建設等預託金、福利厚生、共済費等のご協力をお願いする場合がございます。

《問い合わせ先》

関東信越税理士会 登録課

〒330-0842 さいたま市大宮区浅間町2丁目7番地

Tel 048-643-1661 Fax 048-643-1475

Mail jimukyoku@kzei.or.jp

〔関東信越税理士会会則〕

（会則等の遵守）

第 42 条 会員は、税理士に関する法令、連合会の会則及び本会の会則、規則等を遵守しなければならない。

（県連・支部の区域及び支部の目的）

第 61 条 本会は、別表の区域ごとに県連及び支部を設ける。ただし、税務署の新設、改廃若しくは管轄区域の変更があったとき又は法第 49 条の 3 第 1 項ただし書の承認を受けたときは、これに基づき理事会の議を経て、別表を変更することができる。

2 支部は、本会の目的の達成に資するため、本会の指導、連絡及び監督を受け、支部に所属する会員（以下「支部会員」という。）に対する指導、連絡及び監督を行う。

（会員の支部所属）

第 62 条 会員は、税理士事務所又は税理士法人の事務所の所在地を含む区域に設けられている支部に所属する。

（県連）

第 66 条 本会は、本会と支部の目的達成に資するため県連を設ける。

2 県連は、その所属する支部を統括し、本会と支部又は県連の区域内の支部相互の連絡調整を図る。

3 県連に関し必要な事項は、規則で定める。

（入会金）

第 67 条 会員は、入会の時に次の各号に定める入会金を本会に納付しなければならない。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 税理士会員 | 40,000 円 |
| (2) 第 6 条第 3 項第 1 号の税理士法人会員 | 40,000 円 |
| (3) 第 6 条第 3 項第 2 号の税理士法人会員 | 40,000 円 |

（会費）

第 68 条 会員は、1 事業年度につき、次の各号に定める会費を負担する。

- | | |
|-----------------------------|----------|
| (1) 税理士会員 | 75,600 円 |
| (2) 第 6 条第 3 項第 1 号の税理士法人会員 | 75,600 円 |
| (3) 第 6 条第 3 項第 1 号の税理士法人会員 | 75,600 円 |

2 前項各号の会費は、各事業年度において 4 月及び 10 月の各月の末日を納期として 2 回に均等分割して納付するものとする。

3 前項により均等分割した金額に 1,000 円未満の端数を生じたときは、その各端数を第 1 回にあわせて納付するものとする。

（特別会費）

第 69 条 会員は、特別の支出に充てるため特別会費を負担する。

2 前項の特別会費の目的、金額及び納期については、総会においてこれを定める。

3 特別会費は、特別会計をもって処理する。

（事業年度の中途において入会又は退会した場合の特例）

第 70 条 事業年度の中途において入会又は退会した者は、入会又は退会した日の属する事業年度分の会費については、第 68 条第 1 項の規定にかかわらず、同項の会費の金額にその者が会員とされる月数（入会した月に端日数があるときは 1 月に切り上げ、退会した月に端日数があるときは切り捨てる。）を乗じて 12 で除した金額を負担する。ただし、その算定した金額に 10 円未満の端数があるときは切り捨てるものとする。

関東信越税理士会 案内図

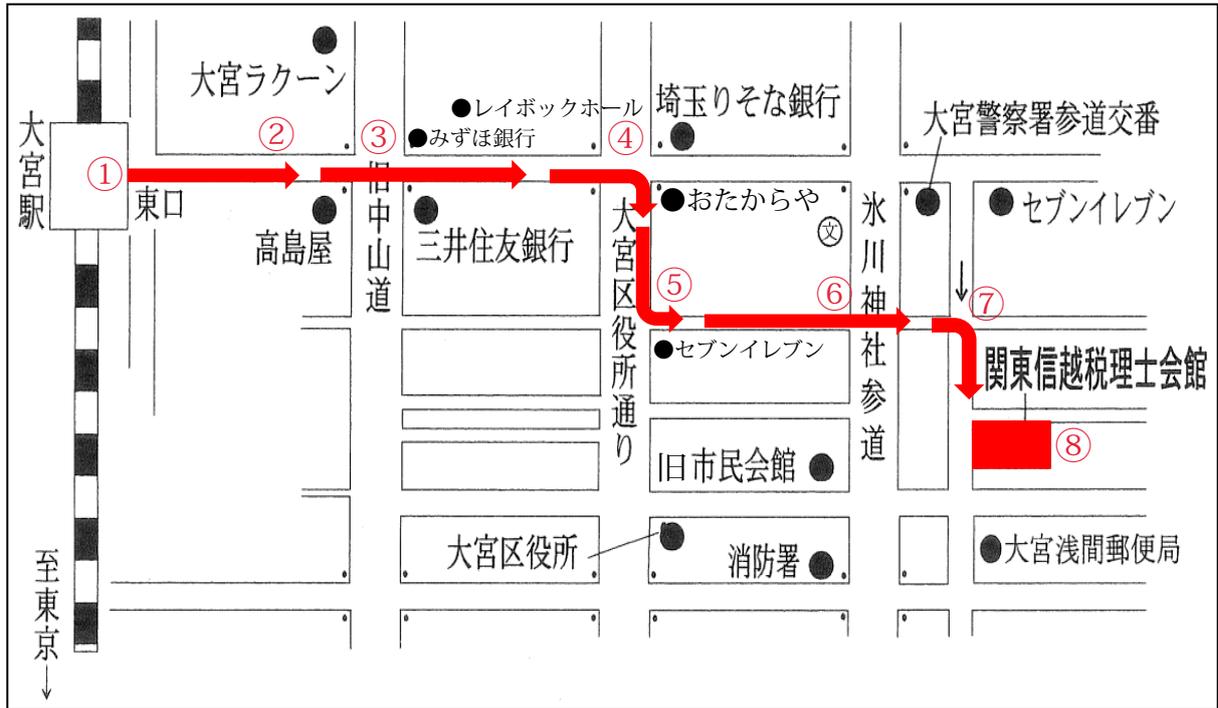
大宮駅東口中央階段を下り右へ



①大宮駅東口交番を背に出発



②高島屋の前を通過



③大宮駅東口入口交差点を直進



④大宮区役所北交差点を渡り右へ



⑤セブンの手前を左へ



⑥氷川参道を横切る



⑦ 1 本目の交差点を右へ約 200m



⑧ 関東信越税理士会へようこそ

